

## 商品の提示・推奨に関する規程(損害保険)

### 第1条 (目的)

本規定は、当社の役職員（以下「役職員」という）が保険募集において、商品の提示・推奨を適切に行うための基準や方法を定め、お客さまの保護に十分留意した適正保険募集の実現をすることを目的とする。

### 第2条 (法令等の遵守)

役職員は、商品の提示・推奨について保険業法等および本規程を遵守しなければならない。

### 第3条 (保険会社 (商品) の選定基準の策定・見直し)

- 1 当社は、お客さまへの商品提案を行うにあたり当社独自の保険会社 (商品) の選定基準を定めることとする。
- 2 当社独自の保険会社 (商品) の選定基準は保険課が策定する。  
⇒自社独自の理由・基準で選別して商品を推奨する場合、商品を推奨する方法と保険会社を推奨する2つの方法があります。
- 3 当社の保険会社 (商品) の選定基準は次に挙げるものとする。  
・取扱保険会社の中で特に事務に精通している保険会社 (商品) を選定

### 第4条 (選定基準に基づく保険会社 (商品) の選定)

- 1 当社は第3条第3項の選定基準に従い、保険課が保険会社 (商品) の選定を行なうこととする。
- 2 当社の選定基準に基づく保険会社 (商品) は次に挙げるものとする。  
・損害保険ジャパン

### 第5条 (保険会社 (商品) の提示・推奨)

- 1 役職員は取扱保険会社 (商品) の中から、第4条第2項に基づく保険会社 (商品) を提示・推奨するものとする。なお、お客さまに提示・推奨する場合は第3条第3項に記載の選定基準を推奨理由として説明することとする。
- 2 役職員は第4条第2項に基づく保険会社 (商品) の中から、お客さまの意向に沿った比較可能な商品の概要を明示し、お客さまの求めに応じて商品パンフレット等で商品内容を説明することとする。
- 3 また、お客さまの意向に合致している商品の中から、特定の商品を提示・推奨する

際には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、推奨理由を説明することとする。

- 4 上記第2項および第3項において説明した内容については、記録、保存することとし、1年に1回自己点検時に確認、検証することとする。

#### 第6条（選定保険会社（商品）以外の対応）

お客さまから第4条第2項以外の保険会社（商品）の提示説明を求められた場合は、お客さまの意向に基づいた他の保険会社（商品）を提示することも可とする。

#### 第7条（改廃）

本規程の改廃は保険課によりこれを行う。

（附 則）

本規程は、 2020年 4月 1日より実施する。